

平成二十四年法律第百二号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補足的  
老齢年金生活者支援給付金(第二条―  
第十四条)

第三章 障害年金生活者支援給付金(第十五条  
―第十九条)

第四章 遺族年金生活者支援給付金(第二十条  
―第二十四条)

第五章 不服申立て(第二十五条)

第六章 費用(第二十六条・第二十七条)

第七章 雑則(第二十八条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公的年金等の収入金額と一  
定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基  
礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間  
及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活  
者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とし  
た補足的な老齢年金生活者支援給付金を支給す  
るとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基  
礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生  
活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金  
を支給することにより、これらの者の生活の支  
援を図ることを目的とする。

第二章 老齢年金生活者支援給付金及び補  
足的な老齢年金生活者支援給付金  
(老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第二条 国は、国民年金法(昭和三十四年法律第  
百四十一号)の規定による老齢基礎年金(以下  
単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者で  
あって当該老齢基礎年金を受ける権利について  
同法第十六条の規定による裁定の請求をしたも  
の(以下この条、第十条及び第十一条において  
「老齢基礎年金受給権者」という。)が、その者  
の前年(一月から九月までの月分のこの項に規  
定する老齢年金生活者支援給付金については、  
前々年とする。以下この項において同じ。)中  
の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十  
年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に  
規定する公的年金等の収入金額をいう。)と前  
年の所得との合計額(政令で定める場合にあつ  
ては、当該合計額を基準として政令で定めるこ  
ろにより算定した額とする。以下「前年所得

額」という。)が国民年金法第二十七条本文に  
規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定  
める額(第十条第一項において「所得基準額」  
という。)以下であることその他その者及びそ  
の者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘  
案して政令で定める要件に該当するときは、当  
該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活  
者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、老齢年金生活者支  
援給付金は、当該老齢基礎年金受給権者が次の  
各号のいずれかに該当するとき(第三号に該当  
する場合にあつては、厚生労働省令で定めると  
きに限り)は、支給しない。  
一 日本国内に住所を有しないとき。  
二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が  
停止されているとき。  
三 刑事施設、労働場その他これらに準ずる施  
設に拘禁されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計  
算方法は、政令で定める。

第三条 老齢年金生活者支援給付金の額)  
老齢年金生活者支援給付金は、月を単位  
として支給するものとし、その月額は、次に掲  
げる額(その額に五十銭未満の端数が生じたと  
きは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の  
端数が生じたときは、これを一円に切り上げる  
ものとする。)を合算した額とする。  
一 給付基準額に、その者の保険料納付済期間  
(国民年金法第五條第一項に規定する保険料  
納付済期間をいい、他の法令の規定により同  
項に規定する保険料納付済期間とみなされた  
期間を含む。)の月数を四百八十で除して得  
た数(その数が一を上回るときは、一)を乗  
じて得た額  
二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢  
基礎年金の額に、その者の保険料免除期間  
(同法第五條第二項に規定する保険料免除期  
間をいい、他の法令の規定により同項に規定  
する保険料免除期間とみなされた期間を含ま  
ない。同法第九十條の三第一項の規定により納  
付することを要しないものとされた保険料に  
係る期間を除く。)の月数の六分の一(同法  
第五條第六項に規定する保険料四分の一免除  
期間にあつては、同項に規定する保険料四分  
の一免除期間の月数の十二分の一)に相当す  
る月数(当該月数と同法第二十七條各号に掲  
げる月数を合算した月数(四百八十を限度と

する。以下この号において同じ。)とを合算  
した月数が四百八十を超えるときは、四百八  
十から当該各号に掲げる月数を合算した月数  
を控除した月数を限度とする。)を四百八十  
で除して得た数(その数が一を上回るときは、  
一)を乗じて得た額  
三 前項の規定による給付基準額の改定の措置  
は、政令で定める。

(認定)

第五条 老齢年金生活者支援給付金の支給要件に  
該当する者(次条第一項及び第二項、第七條、  
第九條第一項並びに第十一条において「受給資  
格者」という。)は、老齢年金生活者支援給付  
金の支給を受けようとするときは、厚生労働大  
臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支  
援給付金の額について認定の請求をしなければ  
ならない。

2 前項の認定を受けた者が、老齢年金生活者支  
援給付金の支給要件に該当しなくなった後再び  
その要件に該当するに至った場合において、そ  
の該当するに至った後の期間に係る老齢年金生  
活者支援給付金の支給を受けようとするとき  
も、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第六条 老齢年金生活者支援給付金の支給は、受  
給資格者が前条の規定による認定の請求をした  
日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者  
支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属  
する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由に  
より前条の規定による認定の請求をすることが  
できなかつた場合において、その理由がやんだ  
後十五日以内(その請求をしたときは、老齢年  
金生活者支援給付金の支給は、前項の規定にか

かわらず、受給資格者がやむを得ない理由によ  
り認定の請求をすることができなくなつた日の  
属する月の翌月から始める。

3 老齢年金生活者支援給付金は、毎年二月、四  
月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、そ  
れぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支  
払期月に支払うべきであつた老齢年金生活者支  
援給付金又は支給すべき事由が消滅した場合に  
おけるその期の老齢年金生活者支援給付金は、  
その支払期月でない月であつても、支払うもの  
とする。

(支給の制限)

第七条 老齢年金生活者支援給付金は、受給資格  
者が、正当な理由がなくて、第三十六條第一項  
の規定による命令に従わず、又は同項の規定に  
よる当該職員の問題に応じなかつたときは、そ  
の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第八条 老齢年金生活者支援給付金の支給を受け  
ている者が、正当な理由がなくて、第三十五條  
第一項の規定による届出をせず、又は書類その  
他の物件を提出しないとときは、老齢年金生活者  
支援給付金の支払を一時差し止めることができ  
る。

(未支払の老齢年金生活者支援給付金)

第九条 受給資格者が死亡した場合において、そ  
の死亡した者に支払うべき老齢年金生活者支援  
給付金でまだその者に支払っていないものがあ  
るときは、その者の配偶者(婚姻の届出をして  
いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ  
る者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟  
姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であ  
つて、その者の死亡の当時その者と生計を同じ  
くしていたものは、自己の名で、その未支払の  
老齢年金生活者支援給付金の支払を請求するこ  
とができる。

2 未支払の老齢年金生活者支援給付金を受ける  
ことができる者の順位は、政令で定める。

3 未支払の老齢年金生活者支援給付金を受ける  
ことができる同順位者が二人以上あるときは、  
その一人がした請求は、その全額について全員  
のためにしたものとみなし、その一人に対して  
した支払は、全員に対してしたものとみなす。  
(補足的な老齢年金生活者支援給付金の支給要件)

第十条 国は、老齢基礎年金受給権者が、その者  
の前年所得額が所得基準額を超え、かつ、所得  
基準額を勘案して政令で定める額以下であるこ

ろに、当該合計額を基準として政令で定めるこ  
ろにより算定した額とする。以下「前年所得

額」という。)が国民年金法第二十七条本文に  
規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定  
める額(第十条第一項において「所得基準額」  
という。)以下であることその他その者及びそ  
の者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘  
案して政令で定める要件に該当するときは、当  
該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活  
者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、老齢年金生活者支  
援給付金は、当該老齢基礎年金受給権者が次の  
各号のいずれかに該当するとき(第三号に該当  
する場合にあつては、厚生労働省令で定めると  
きに限り)は、支給しない。  
一 日本国内に住所を有しないとき。  
二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が  
停止されているとき。  
三 刑事施設、労働場その他これらに準ずる施  
設に拘禁されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計  
算方法は、政令で定める。

第三条 老齢年金生活者支援給付金の額)  
老齢年金生活者支援給付金は、月を単位  
として支給するものとし、その月額は、次に掲  
げる額(その額に五十銭未満の端数が生じたと  
きは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の  
端数が生じたときは、これを一円に切り上げる  
ものとする。)を合算した額とする。  
一 給付基準額に、その者の保険料納付済期間  
(国民年金法第五條第一項に規定する保険料  
納付済期間をいい、他の法令の規定により同  
項に規定する保険料納付済期間とみなされた  
期間を含む。)の月数を四百八十で除して得  
た数(その数が一を上回るときは、一)を乗  
じて得た額  
二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢  
基礎年金の額に、その者の保険料免除期間  
(同法第五條第二項に規定する保険料免除期  
間をいい、他の法令の規定により同項に規定  
する保険料免除期間とみなされた期間を含ま  
ない。同法第九十條の三第一項の規定により納  
付することを要しないものとされた保険料に  
係る期間を除く。)の月数の六分の一(同法  
第五條第六項に規定する保険料四分の一免除  
期間にあつては、同項に規定する保険料四分  
の一免除期間の月数の十二分の一)に相当す  
る月数(当該月数と同法第二十七條各号に掲  
げる月数を合算した月数(四百八十を限度と

する。以下この号において同じ。)とを合算  
した月数が四百八十を超えるときは、四百八  
十から当該各号に掲げる月数を合算した月数  
を控除した月数を限度とする。)を四百八十  
で除して得た数(その数が一を上回るときは、  
一)を乗じて得た額  
三 前項の規定による給付基準額の改定の措置  
は、政令で定める。

(認定)

第五条 老齢年金生活者支援給付金の支給要件に  
該当する者(次条第一項及び第二項、第七條、  
第九條第一項並びに第十一条において「受給資  
格者」という。)は、老齢年金生活者支援給付  
金の支給を受けようとするときは、厚生労働大  
臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支  
援給付金の額について認定の請求をしなければ  
ならない。

2 前項の認定を受けた者が、老齢年金生活者支  
援給付金の支給要件に該当しなくなった後再び  
その要件に該当するに至った場合において、そ  
の該当するに至った後の期間に係る老齢年金生  
活者支援給付金の支給を受けようとするとき  
も、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第六条 老齢年金生活者支援給付金の支給は、受  
給資格者が前条の規定による認定の請求をした  
日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者  
支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属  
する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由に  
より前条の規定による認定の請求をすることが  
できなかつた場合において、その理由がやんだ  
後十五日以内(その請求をしたときは、老齢年  
金生活者支援給付金の支給は、前項の規定にか

とその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に對し、補足的老齢年金生活者支給給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、補足的老齢年金生活者支給給付金は、当該老齢基礎年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは（第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しない。  
一 日本国内に住所を有しないとき。  
二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三 刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。  
（補足的老齢年金生活者支給給付金の額）

第十一条 補足的老齢年金生活者支給給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、当該老齢基礎年金受給権者を受給資格者とみなして第三条の規定を適用するものとする。同条第一号に規定する額として算定されることとなる額から、その者の前年所得額の通増に依り、通減するように政令で定める額とする。  
（認定）

第十二条 補足的老齢年金生活者支給給付金の支給要件に該当する者は、補足的老齢年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に對し、その受給資格及び補足的老齢年金生活者支給給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、補足的老齢年金生活者支給給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る補足的老齢年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。  
（補足的老齢年金生活者支給給付金の額の改定時期）

第十三条 補足的老齢年金生活者支給給付金の支給を受けている者につき、前年所得額の変動が生じた場合における補足的老齢年金生活者支給給付金の額の改定は、十月から行う。  
（準用）

第十四条 第六条から第九条までの規定は、補足的老齢年金生活者支給給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章 障害年金生活者支給給付金

（障害年金生活者支給給付金の支給要件）

第十五条 国は、国民年金法の規定による障害基礎年金（以下単に「障害基礎年金」という。）の受給権者であつて当該障害基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条において「障害基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年の所得（一月から九月までの月分）のこの項に規定する障害年金生活者支給給付金については前々年の所得とする。）がその者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（第二十条第一項において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、障害年金生活者支給給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、障害年金生活者支給給付金は、当該障害基礎年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは（第三号及び第四号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しない。  
一 日本国内に住所を有しないとき。  
二 当該障害基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。  
三 刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。  
四 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。  
（障害年金生活者支給給付金の額）

第十六条 障害年金生活者支給給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（障害の程度が国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当する者として障害基礎年金の額が計算されるものにあつては、給付基準額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。  
（認定）

第十七条 障害年金生活者支給給付金の支給要件に該当する者は、障害年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に對し、その受給資格及び障害年金生活者支給給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、障害年金生活者支給給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る障害年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。  
（障害年金生活者支給給付金の額の改定時期）

第十八条 障害年金生活者支給給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が増進し、又は低下したことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支給給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。  
（準用）

第十九条 第六条から第九条までの規定は、障害年金生活者支給給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
第四章 遺族年金生活者支給給付金  
（遺族年金生活者支給給付金の支給要件）

第二十条 国は、国民年金法の規定による遺族基礎年金（以下単に「遺族基礎年金」という。）の受給権者であつて当該遺族基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条において「遺族基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年の所得（一月から九月までの月分）のこの項に規定する遺族年金生活者支給給付金については前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支給給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、遺族年金生活者支給給付金は、当該遺族基礎年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは（第三号及び第四号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しない。  
一 日本国内に住所を有しないとき。  
二 当該遺族基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。  
三 刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。  
四 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。  
（遺族年金生活者支給給付金の額）

第二十一条 遺族年金生活者支給給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額とする。  
2 遺族基礎年金であつて国民年金法第三十九条の二の規定によりその額が計算されているものを受給している子に支給する遺族年金生活者支給給付金は、前項の規定にかかわらず、給付基準額をその子の数で除して得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。  
（認定）

第二十二条 遺族年金生活者支給給付金の支給要件に該当する者は、遺族年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に對し、その受給資格及び遺族年金生活者支給給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、遺族年金生活者支給給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る遺族年金生活者支給給付金の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。  
（遺族年金生活者支給給付金の額の改定時期）

第二十三条 第二十一条第二項の規定によりその額が計算される遺族年金生活者支給給付金の支給を受けている者につき、遺族基礎年金の受給権を有する国民年金法第三十七条の二第二項に規定する子の数に増減を生じた場合における遺族年金生活者支給給付金の額の改定は、当該増減を生じた日の属する月の翌月から行う。  
（準用）

第二十四条 第六条から第九条までの規定は、遺族年金生活者支給給付金について準用する。この場合において、同条第一項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、その死亡した者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた国民年金の被保険者又は被保険者であつた者の子は、当該死亡した者の子とみなす」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 不服申立て  
第二十五条 厚生労働大臣のした老齢年金生活者支給給付金、補足的老齢年金生活者支給給付金、障害年金生活者支給給付金又は遺族年金生活者支給給付金（以下「年金生活者支給給付金」と総称する。）の支給に関する処分は、国

民年金法に基づく処分とみなして、同法第百一条第一項から第五項まで及び第百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。

2 国民年金法第百一条の規定により老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく年金生活者支給給付金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第六章 費用

第六十条 費用

年金生活者支給給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、年金生活者支給給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

（事務費の交付）

第二十七条 国は、政令で定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

第七章 雑則

（支払の調整）

第二十八条 年金生活者支給給付金を支給すべき者に対して、乙年金生活者支給給付金を支給すべきでないにもかかわらず、乙年金生活者支給給付金の支給として支払が行われたときは、その支払われた乙年金生活者支給給付金の内払とみなすことができる。

2 年金生活者支給給付金を支給すべきでないにもかかわらず、その年金生活者支給給付金として支払が行われたときは、その支払われた年金生活者支給給付金は、その後支払うべき年金生活者支給給付金の内払とみなすことができる。年金生活者支給給付金の額を減額して改定すべきにもかかわらず、その改定すべき月以降の分として減額しない額の年金生活者支給給付金が支払われた場合における当該年金生活者支給給付金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第二十九条

年金生活者支給給付金の支給を受けべき者が死亡したためその支給すべき事由が

消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金生活者支給給付金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金生活者支給給付金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金生活者支給給付金の支払金の額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（時効）

第三十条 年金生活者支給給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び次条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第三十一条 偽りその他不正の手段により年金生活者支給給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第九十七条第一項中「年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

第三十二条 年金生活者支給給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第三十三条 租税その他の公課は、年金生活者支給給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（期間の計算）

第三十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

（届出）

第三十五条 年金生活者支給給付金の支給を受けている者（次項及び次条第一項において「年金

生活者支給給付金受給者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 年金生活者支給給付金受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める年金生活者支給給付金受給者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

（調査）

第三十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金生活者支給給付金受給者又は年金生活者支給給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者（以下「年金生活者支給給付金受給者等」という。）に対して、受給資格の有無及び年金生活者支給給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し年金生活者支給給付金受給者等その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第三十七条 厚生労働大臣は、年金生活者支給給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、年金生活者支給給付金受給者等若しくは年金生活者支給給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は年金生活者支給給付金受給者等に対する年金たる給付であつて政令で定めるものの支給状況につき、官公署、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは年金生活者支給給付金受給者等の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

（市町村長が行う事務）

第三十八条 年金生活者支給給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うことができる。

第三十九条 市町村は、年金生活者支給給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあつたときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支給給付金受給者等又は年金生活者支給給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関し必要な情報の提供を行うものとする。

（事務の区分）

第四十条 前条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第四十一条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第八号及び第九号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第五条、第六条第二項（第十四条において準用する場合を含む。）及び第十二条の規定による請求の受理

二 第十七条及び第十九条において準用する第六条第二項の規定による請求の受理

三 第二十二条及び第二十四条において準用する第三十一条第二項の規定による請求の受理

四 第三十一条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。）

五 第三十一条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索

六 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納

処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

七 第三十五条の規定による届出の受理及び同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

八 第三十六条第一項の規定による命令及び質問

九 第三十七条の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め

十 第三十九条の規定による情報の受領

十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第五号に掲げる権限及び同項第六号に掲げる国税滞納処分の例による処分（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国民年金法第九十九条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第四十二条 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 国民年金法第九十九条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

第四十三条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九十九条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

第四十四条 機構は、第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第四十一条第一項第八号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七條（第十四條、第十九條及び第二十四條において準用する場合を含む。）及び第三十六條の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「日本年金機構の職員」とする。

第四十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（機構への事務の委託）

第四十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる事務（第三十八條の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第二条第一項及び第二項、第七條（第十四條において準用する場合を含む。）並びに第十條の規定による老齢年金生活者支援助給金又は補足的老齢年金生活者支援助給金の支給に係る事務（当該老齢年金生活者支援助給金又は補足的老齢年金生活者支援助給金の支給の認定を除く。）

二 第五条及び第十二條の規定に係る事務（第四十一条第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）

三 第八條（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による老齢年金生活者支援助給金又は補足的老齢年金生活者支援助給金の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

四 第九條第一項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第十五條第一項及び第二項並びに第十九條において準用する第七條の規定による障害年金生活者支援助給金の支給に係る事務（当該障害年金生活者支援助給金の支給の認定を除く。）

障害年金生活者支援助給金の支給の認定を除く。）

六 第十七條の規定による認定に係る事務（第四十一条第一項第二号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）

七 第十九條において準用する第八條の規定による障害年金生活者支援助給金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

八 第十九條において準用する第九條第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務

九 第二十条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する第七條の規定による遺族年金生活者支援助給金の支給に係る事務（当該遺族年金生活者支援助給金の支給の認定を除く。）

十 第二十二條の規定による認定に係る事務（第四十一条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。）

十一 第二十四條において準用する第八條の規定による遺族年金生活者支援助給金の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

十二 第二十四條において準用する第九條第一項の規定による請求の内容の確認に係る事務

十三 第三十一条第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務（第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第十六号に掲げる事務を除く。）

十四 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

十五 第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

十六 第四十一条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

十七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

（機構が行う収納）

第四十七条 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における第三十一条第一項の規定による徴収金、年金生活者支援助給金の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるものの収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 国民年金法第九十九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的説替は、政令で定める。

（情報の提供等）

第四十八条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、年金生活者支援助給金の支給に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に必要なる情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく年金生活者支援助給金の支給に関する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

（政令への委任）

第四十九条 この法律に規定するもののほか、年金生活者支援助給金の支給手続その他年金生活者支援助給金に関し必要な事項は、政令で定める。（経過措置）

第五十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とさ

れる範囲内において、所要の経過措置（罰則に  
関する経過措置を含む。）を定めることができ  
る。

（罰則）

**第五十一条** 偽りその他不正の手段により年金生  
活者支援給付金の支給を受けた者は、三年以下  
の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。た  
だし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正  
条があるときは、刑法による。

**第五十二条** 第三十五条第二項の規定に違反して  
届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届  
出義務者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、社会保障の安定財源の確保  
等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費  
税法の一部を改正する等の法律（平成二十四  
年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規  
定の施行の日から施行する。ただし、次の各号  
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行  
する。

- 一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規  
定 公布の日
- 二 附則第五条第一項の規定 この法律の施行  
の日（以下「施行日」という。）前の政令で  
定める日

（準備行為）

**第二条** 厚生労働大臣、市町村長及び機構は、施  
行日前においても、この法律に基づく年金生活  
者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要  
な準備行為をすることができ、

（検討）

**第三条** 年金生活者支援給付金の額その他の事項  
については、低所得である高齢者等の生活状  
況、低所得者対策の実施状況及び国民年金法第  
二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額等を  
勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に  
応じて所要の見直しを行うものとする。

（財源の確保）

**第四条** 年金生活者支援給付金の支給に要する費  
用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図  
る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の  
一部を改正する等の法律の施行により増加する  
消費税の収入を活用して、確保するものとする  
（年金生活者支援給付金の認定の請求等に関す  
る経過措置）

**第五条** 施行日において年金生活者支援給付金の  
支給要件に該当すべき者（施行日において当該

支給要件を満たすこととなる者を除く。）は、  
施行日前においても、施行日にその要件に該当  
することを条件として、当該年金生活者支援給  
付金について第五条第一項、第十二条第一項、  
第十七条第一項又は第二十二條第一項の規定に  
よる認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、この法律の施行の  
際当該手続に係る年金生活者支援給付金の支給  
要件に該当しているときは、その者に対する当  
該年金生活者支援給付金の支給は、第六条第一  
項（第十四条、第十九条及び第二十四条におい  
て準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、  
施行日の属する月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、施行日から起算して  
三月を経過する日までの間に第五条第一項、第  
十二条第一項、第十七条第一項又は第二十二條  
第一項の規定による認定の請求をしたときは、  
その者に対する年金生活者支援給付金の支給  
は、第六条第一項（第十四条、第十九条及び第  
二十四条において準用する場合を含む。）の規  
定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月  
から始める。

- 一 施行日において年金生活者支援給付金の支  
給要件に該当している者（施行日において当  
該支給要件を満たすこととなつた者を除く。）  
施行日の属する月
- 二 施行日以後施行日から起算して二月を経過  
する日までの間に年金生活者支援給付金の支  
給要件を満たすこととなつた者 その者が当  
該認定の請求に係る年金生活者支援給付金の  
支給要件を満たすこととなつた日の属する月  
の翌月

（老齢年金生活者支援給付金等の支給要件の特  
例）

**第六条** 第二条の規定の適用については、当分の  
間、同条第一項中「老齢基礎年金」とあるのは  
「老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正  
する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第  
十五条第一項又は第二項の規定による老齢基礎  
年金を除く。）」と、「の受給権者」とあるのは  
「の受給権者（六十五歳に達している者に限る  
。）」と、「同法」とあるのは「国民年金法」と  
する。

（老齢年金生活者支援給付金等の額の計算の特  
例）

**第七条** 第三条の規定の適用については、当分の  
間、同条第一号中「他の法令」とあるのは、

「その者の二十歳に達した日の属する月前の期  
間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間  
に係る同法第七条第一項第二号に規定する第二  
号被保険者としての国民年金の被保険者期間に  
係る同法第五条第一項に規定する保険料納付済  
期間を除き、他の法令」とする。

**第八条** 第三条各号に規定する額を計算する場合  
においては、国民年金法等の一部を改正する法  
律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六  
十年国民年金等改正法」という。）附則別表第  
四の上欄に掲げる者については、同条中「四百  
八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよう  
に読み替えるものとする。

**第九条** 国民年金法等の一部を改正する法律（平  
成十六年法律第四百号）附則第十条第一項に規  
定する特定月の前月以前の期間に係る保険料免  
除期間（国民年金法第五条第二項に規定する保  
険料免除期間をいい、他の法令の規定により同  
項に規定する保険料免除期間とみなされた期間  
を含む。）を有する者に支給する老齢年金生活  
者支援給付金についての第三条の規定の適用に  
ついては、同条第二号中「同法第二十七条各  
号」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正  
する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十  
条第一項各号」とする。

（不正利得の徴収の特例）

**第九条の二** 第三十一条第二項において読み替え  
て準用する国民年金法第九十七条第一項の規定  
の適用については、当分の間、同項の規定にか  
かわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特  
別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九  
十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合を  
いう。）が年七・三パーセントの割合に満たな  
い場合には、その年中においては、第三十一条  
第二項において読み替えて準用する国民年金法  
第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの  
割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十  
二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規  
定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセン  
トの割合を加算した割合」とする。

（老齢年金生活者支援給付金等の額の改定時期）

**第十条** 老齢年金生活者支援給付金又は補足的  
老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者  
につき、国民年金法附則第七条の第三項の規定  
による届出が行われた場合その他の政令で定  
める場合における老齢年金生活者支援給付金又  
は補足的な老齢年金生活者支援給付金の額の改定

は、当該政令で定める場合に該当するに至つた  
日の属する月の翌月から行う。  
（旧国民年金法による老齢年金受給者等に係る  
経過措置）

**第十一条** 昭和六十年国民年金等改正法第一条  
の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民  
年金法」という。）による老齢年金（旧国民年  
金法附則第九条の第三項の規定に該当すること  
により支給される老齢年金及び老齢福祉年金  
を除く。）その他の老齢を支給事由とする年金  
たる給付であつて政令で定めるものについて  
は、当該政令で定める年金たる給付を老齢基礎  
年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者を老  
齢基礎年金の受給権者とみなして、この法律  
（第三章及び第四章を除く。）の規定を適用す  
る。この場合において、これらの規定の適用に  
関し必要な説替えその他必要な事項は、政令で  
定める。

**第十二条** 旧国民年金法による障害年金その他の  
障害を支給事由とする年金たる給付であつて政  
令で定めるものについては、当該政令で定める  
年金たる給付を障害基礎年金とみなし、かつ、  
当該給付の受給権者を障害基礎年金の受給権者  
とみなして、この法律（第二章及び第四章を除  
く。）の規定を適用する。この場合において、  
これらの規定の適用に関し必要な説替えその他  
必要な事項は、政令で定める。

（旧国共済法による退職年金受給者等に係る経  
過措置）

**第十三条** 国家公務員等共済組合法等の一部を改  
正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条  
の規定による改正前の国家公務員等共済組合法  
（昭和三十三年法律第二百二十八号）以下「旧国  
共済法」という。）による退職年金、地方公務  
員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和  
六十年法律第八号）第一条の規定による改正  
前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法  
律第二百五十二号）以下「旧地共済法」という。）  
による退職年金又は私立学校教職員共済組合法  
等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百  
六号）第一条の規定による改正前の私立学校教  
職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四  
十五号）以下「旧私学共済法」という。）による  
退職年金その他の退職を支給事由とする年金た  
る給付であつて政令で定めるものについては、  
当該政令で定める年金たる給付を老齢基礎年金  
とみなし、かつ、当該給付の受給権者（附則第



十一條の政令で定める年金たる給付の受給権者（を除く。）を老齢基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第三章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十四條 旧国共済法による障害年金、旧地共済法による障害年金又は旧私学共済法による障害年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものについては、当該政令で定める年金たる給付を障害基礎年金とみなし、かつ、当該給付の受給権者を障害基礎年金の受給権者とみなして、この法律（第二章及び第四章を除く。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十五條 前二條の規定による年金生活者支援給付金の支給に關する事務の一部は、政令で定めるところにより、法律によつて組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

（政令への委任）  
第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一日法律第六四号）抄

（施行期日）  
第一條 この法律は、平成二六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中年金生活者支援給付金の支給に關する法律附則第九條の次に一條を加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日

（その他の経過措置の政令への委任）  
第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年三月三十一日法律第四号）抄

（施行期日）  
第一條 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九條第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第二百十條の改正規定、同法第二百十三條第三項の改正規定、同法第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項の改正規定、同法第二百六十六條の改正規定、同法第二百八十六條第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第二百八十七條の改正規定、同法第二百九十條第二号の改正規定、同法第二百九十四條の改正規定、同法第二百九十五條の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百九十八條第六項の改正規定、同法第二百九十九條第一号の改正規定、同法第二百三十三條の三第一号の改正規定、同法第二百三十三條の五の改正規定、同法第二百三十三條の五の改正規定、同法第二百三十三條の五の改正規定、同法第二百三十三條の五の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條、第十條、第二百二十二條及び第二百二十三條の規定

（罰則に關する経過措置）  
第四百十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第四百十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三條の二、第三百三條の三、

第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）  
第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五條中租税特別措置法第四十一條の四の二の次に一條を加える改正規定、同法第四十一條の十九第一項の改正規定（「二十万円」を「八十万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三條の改正規定（同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一號を加える部分を除く。）、同法第九十四條の改正規定、同法第九十五條の改正規定及び同法第九十六條の改正規定並びに附則第七十四條第一項及び第三項、第九十一條、第四百四十四條並びに第四百四十九條の規定

（罰則に關する経過措置）  
第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）  
第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百條の三の改正規定、同法第百條の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同

法附則第二十三條の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四號。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四條の改正規定、附則第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法第六十三號。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成二十五年法律第二十七號）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

二から五まで 略

六 第二条中国民年金法第三十六條の三第一項及び第三十六條の四の改正規定、第十二條中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律第九條及び第十條第一項の改正規定並びに第十三條中年金生活者支援給付金の支給に關する法律第二條第一項、第十三條、第十五條第一項及び第二十條第一項の改正規定 令和三年八月一日

（検討）  
第二條 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情

勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百二十二号）第六号第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（年金生活者支援助給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 次の各号に掲げる者が、令和二年八月一日（以下この条において「起算日」という。）から起算して六月を経過する日までの間に年金生活者支援助給付金の支給に関する法律第五条、第十二条、第十七条又は第二十二條の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する年金生活者支援助給付金（同法第二十五条第一項に規定する年金生活者支援助給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給は、同法第六条第一項（同法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

一 起算日において年金生活者支援助給付金の支給要件に該当している者（起算日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。）

令和二年八月

二 起算日から令和二年十二月三十一日までの間に年金生活者支援助給付金の支給要件に該当するに至った者。その者が当該認定の請求に係る年金生活者支援助給付金の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

（罰則に関する経過措置）

**第四十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第九十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附則**（令和五年三月三十一日法律第三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から第七十四条までの規定

（罰則に関する経過措置）

**第七十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。